

感企第2462号
令和4年7月29日

一般社団法人 大阪府薬剤師会長 様

大阪府健康医療部長

発熱外来のひっ迫に伴う薬局における有症状者への医療用抗原定性検査キット
配布事業への協力について（依頼及び調査）

日頃から、本府における健康医療行政の推進に格別のご理解・ご協力をいただき深くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、連日1日あたりの新規陽性者数が2万人を超える等、大規模な感染拡大が生じています。検査を必要とされる発熱患者等も急増し、診療・検査医療機関等における発熱外来が極めてひっ迫している状況にあることを踏まえ、重症化リスク因子のある方等の受診機会を確保するため、大規模な感染拡大が継続する期間において受診対象を可能な限り重点化し、20～40代の軽症者のうち、重症化リスク因子に該当する基礎疾患がない方等について受診を控えていただく方針が決定（第79回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議）しました。

一方、上記の受診を控えていただくべき対象に該当する方についても、検査を受けられる機会を確保する必要があることから、薬局の皆様にご協力いただき医療用抗原定性検査キット（以下「検査キット」という。）を配布する事業を開始することといたしました。

つきましては、上記に該当する有症状者への検査キットの配布事業にご参加いただける薬局を下記の申込フォームにて募集いたします。発熱等の症状を呈したまま、受診先が見つからず苦慮する府民を可能な限り減らせられるよう、より多くの薬局にご協力賜りたく、お忙しいところ恐れ入りますが、貴会において会員に対し本件について周知いただきますとともに、積極的な申し込みを強く働きかけていただきますようお願いいたします。

<申込フォーム>

<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2022070107>



【連絡先】

大阪府健康医療部保健医療室

感染症対策企画課 感染症・検査グループ

（直通）06-4397-3204

薬局における抗原定性検査キット配布事業の概要（案）

1 実施目的

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大により、発熱外来がひっ迫している状況を踏まえ、20歳から49歳以下で重症化リスクの少ない発熱患者等が抗原定性検査キット（以下「検査キット」）で自ら検査を行う環境を整え、診療・検査医療機関の負担を軽減し、高齢者等の重症化リスクの高い者の受診体制を確保する。

2 事業実施期間

令和4年8月9日から8月27日まで。ただし、感染状況により終期の変更の可能性がある。
また、季節性インフルエンザの流行期等においても、当該事業を再開する場合がある。

3 配布対象者

次の（１）から（５）のいずれの要件にも該当する者とする。

- (1) 大阪府内に在住している、若しくは長期滞在している者
- (2) 20歳以上49歳以下の者
- (3) 重症化リスク因子に該当する基礎疾患等を有しない者
- (4) 妊娠していない者
- (5) 有症状者であり、息苦しさがなく、発熱や咳嗽等のみである者

4 配布方法等

- (1) 予約方式を原則とする。
- (2) 配布を行う方及び受け取る方のいずれもがマスクを着用している場合は、ガウンやグローブの着用は不要とする。
- (3) 配布を行う方及び受け取る方については、十分な距離の確保又はパーティション等の設置等の飛沫防止策が設けられていることが望ましい。
- (4) 配布個数は1人1個とする。ただし、世帯単位での受取りも可とし、最大3人分までとする。
世帯単位での受取りを希望する方に対しては、使用対象となる全ての世帯構成員が3の要件を満たしていることを確認するものとする。
- (5) 検査キットについては、添付文書に従い適切に管理すること。
- (6) 配布したキット等で陽性が判明した場合は、オンライン診療の窓口を利用するよう案内する。
(府トップページからオンライン診療協力事業者を紹介できる体制を準備中です。)

5 協力金

本事業を実施していただいた薬局に対し、開設時間に応じ1時間あたり4,000円（ただし、1日あたり40,000円を上限とする）の協力金を交付するものとする。

6 その他

薬局で配布された検査キットにより自ら検査を実施した方の診断等のスキームについては現在、検討中であり、確定次第案内する。